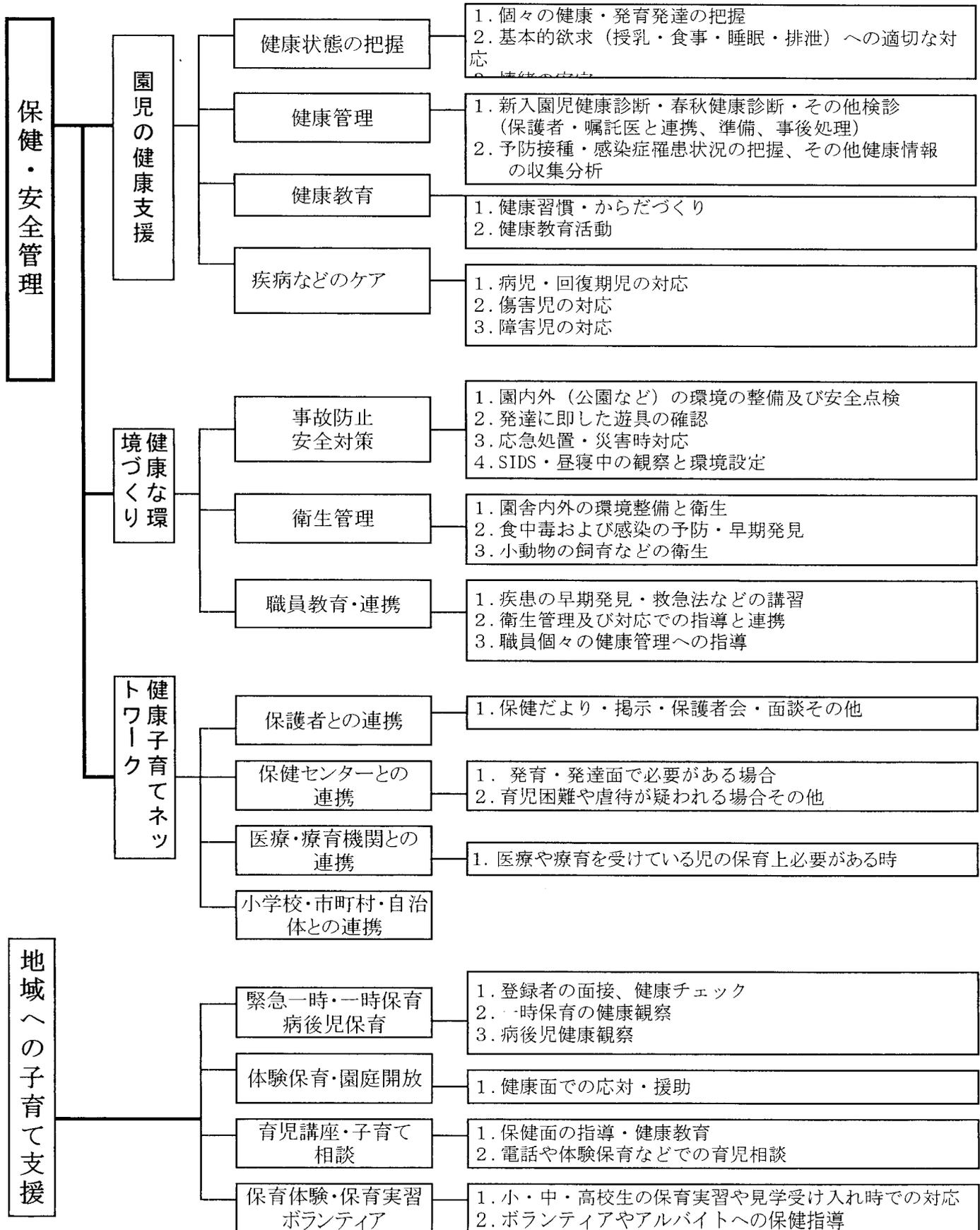
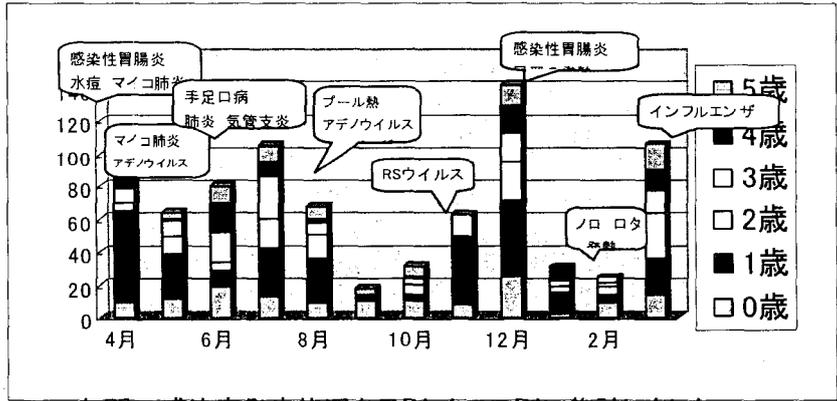


保育園保健業務の活動領域

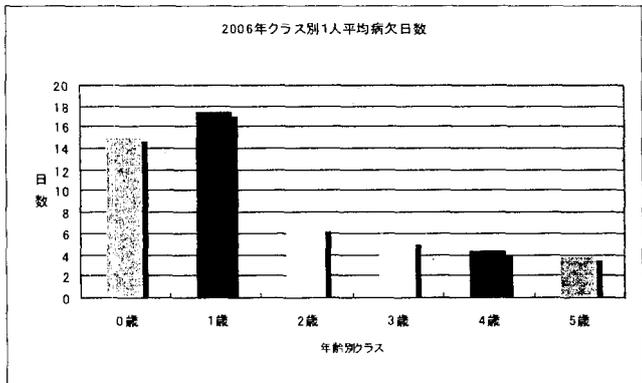


1、2006年度の一年間の月別病欠席日数(A保育園)



* 一年間の感染症発生状況を月別・クラス別に集計しました。

2、2006年度 クラス別病欠席平均日数



* 一年間の病欠席平均日数をクラス別に表しました。

* 免疫力・抵抗力の弱い0歳・1歳の乳児の欠席日数が多くなっています。

3、体調不良による早退状況(H19年8月1~10日)

(4園合計集計)

クラス	園児数	早退人数	お迎えまでに要した時間					症状(発熱)		その他の症状
			30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	3~5時間	37.8℃	38.0以上	
0歳	36	7	3	1	2	1		1	6	39.4~40℃と上昇
1歳	55	16	4	4	3	4	1	1	15	38.8℃と嘔吐・下痢
2歳	64	6		1	1	2	2		6	熱・発疹・咽頭痛
3歳	75	5	1		2		2	1	4	39.2℃と上昇
4歳	75	10	1	2	2	3	2	1	9	39~40℃と上昇
5歳	76	2			2				2	
合計	381	46	9	8	12	10	7	4	42	

* 体調不良による早退人数とお迎えまでに要した時間を集計しました。(全体園児数の12%であるが、0~1歳では14.2%である)

* その他の所では、お迎えまでの熱の上昇や症状の変化を記載しています。(診断名は夏かぜや胃腸炎など)

平成 19 年 8 月 23 日

保育所保育指針・中間報告について

社団法人 日本栄養士会
全国福祉栄養士協議会
協議会長 政安 静子

－食を通した、子どもの育ちと保護者の子育て支援に向けて－

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う保育の目標を達成するためには、子どもの発育・発達段階に応じた豊かな食体験を通じて「食を営む力」の基礎を培う「食育」が重要である。

保育所保育指針の改定にあたり、食育推進の一端を担う管理栄養士・栄養士の立場から、以下のことを意見したい。

1. 子どもの育ちへの支援

一人ひとりの子どもの最善の利益を守るため、子どもの心身の発育・発達の状態に応じた食育の計画を栄養士、保育士等が連携して作成する。食育計画は、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、栄養士、保育士等が協働して食育の推進を図る。

○食育の計画の作成

「保育所における食育に関する指針」に基づき、保育計画に連動した「食育の計画」を施設長の責任の下に、全職員が連携、協力して作成し、保育の内容に食育を位置づける。

栄養士、保育士等は食事の提供を含む食育の計画を作成し、実践、記録を通してその内容の評価・改善を図ることにより、保育の質の向上が期待できる。それにより、なお一層のそれぞれの専門性を高めていきたい。なお、保育指針に食育の計画、評価、改善が明記され、解説で説明されることにより、さらに強化されるものといえる。

<資料>平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業

「食育政策の推進を目的とした保育所における食育計画に関する研究」

当調査では、栄養士の配置は全体の約 38%に常勤で配置され、そのうち公立園は 16.1%、公設民営園 55.6%、私立は 61.5%とその差は大きくなっていった。

栄養士の配置の有無と食育の計画づくり実施状況との関連をみると、体制づくりから計画・評価・さらには家庭・地域との連携のすべてにおいて栄養士が配置されている園で有意に実施度が高い結果となっていることが報告された。

平成 17 年社会福祉施設等調査では、保育所栄養士数は 8,670 人(38.3%)、公営では 2,764 人(23.5%) 民営では 5,906 人(54.3%) が配置されている。保育所に直接配置されていない場合でも、市町村保育所全体の食事内容や食事提供の質の維持・向上を図る観点から、市町村の児童福祉主管課に管理栄養士・栄養士が平成 18 年 7 月 1 日現在 55.4%配置され、食育推進の一役を担っている。

○安全、安心、適切な食事の提供

保育所での食事やおやつを食べる時は、子どもが生活と遊びをつなげ、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しめるよう環境を構成していくことが重要である。栄養士が調理員や保育士等と連携し、食育の視点から生命の保持、情緒の安定などの養護的側面と、そして教育的側面の両面を配慮し、適切な食事の提供を行う。

また、保育所の調理室を活用し、食事を提供できる特徴を十分に活かした食育活動を展開することにより、子どもにとって「食」をより身近なものにしていく。

なお、子どもは細菌に対する抵抗力が弱く、年齢が低いほどリスクが高くなることから、安全、安心な「おいしい食事」を提供するために、食中毒予防の観点を中心として、食材の安全確認、調理室内の衛生管理、食事環境の整備、調理体験への配慮等、リスクマネジメントを図る。また、子ども自らが調理の体験をする場合には、栄養士としての専門性を生かし、子どもに豊かな体験を積み重ねることができるよう安全面・衛生面の十分な配慮をする必要がある。

○健康増進への支援

すべての子どもたちの育ちの保障を視野に入れ、生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、適度な運動、休養、食生活の充実を通して、子どもが、自らの体や健康な生活をつくりだす力を養う。また、子どもの健康状態を定期的、継続的に把握し、肥満傾向、肥満、やせ等、健康の保持増進への影響を認められる場合には、嘱託医、保育士や栄養士及び看護師等が連携し、保護者に連絡して早期に対応することにより健康の保持増進に努めていく。

○乳児保育における食育

乳児保育における食育においては、一人ひとりの子どもの生育暦の違いに留意しつつ、一人一人の子どもの発育・発達の状態や健康状態に応じた食育計画を作成する。

特に、乳汁から離乳食、幼児食へと移行する過程にあたり、生活リズム(食事リズム)や食べる意欲を育む観点から、家庭での食事の状態に合わせ、保育士や栄養士及び看護師等、乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、個別の離乳計画を作成し、保育所と家庭とで一体化して食育を進めていく。

○特別の配慮を必要とする子どもへの支援

体調不良の子どもや病気回復期の子ども、食物アレルギー、障害のある子ども等に対する食事の配慮は、一人一人の心身の状態に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に個別対応するとともに、栄養士の専門的な知識、経験を活かし、保護者の理解と協力等を得て適切に対応する。なお、継続する場合は定期的に経過を評価・確認したうえで進める。

○地域とのネットワーク

地域の資源を活用する観点から、地域の農家や商店等の食物の生産や流通に関わる事業者や、地域の保健所・保健センター等、関係機関と連携・情報の共有化を図り、保育所での食育実践を充実したものとする。また、子どもが生活や発達の連続性を考慮し、食育の観点から小学校との連携を進めていく。

2. 家庭の養育力を高めるための支援

○保育所に入所している保護者に対する支援

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、一人一人の保護者の家庭での状況を踏まえ、栄養士、保育士等が連携し、保育所における食事の様子を伝えたり、食事づくりへの助言をしたり、子どもの育ちを伝え喜びを共有する。また、子どもの送迎時、連絡や通信、保護者懇談会や保育参加や行事を通し、食育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図る。

○地域で子育て中の保護者への支援

地域で子育て中の保護者は子どもの食に関する疑問、悩みが子育て不安の大きな一因となっており、育児不安や育児放棄に至るケースも現れてきている。栄養士の専門的な知識、技術を活用し、食事相談、保育所の献立紹介、離乳食作りなどの食に関する体験等を通して食育活動に取り組むとともに、食生活を中心とした子育てに関する情報を発信し、食に関する不安や負担感の軽減に努め、子育てが楽しくなるよう積極的に支援していく。

3. 保育所の栄養士の専門性の向上

より質の高い保育を目指し、多様かつ複雑な保育ニーズへの対応や子育て支援等のサービスの提供を図るためには、保育所の職員がそれぞれの専門性を向上させ、職員間のチームワークや協働性を高めることが必要である。

○現職者の資質の向上

食育など具体的課題について共通理解を図り、積極的に協働するためには、倫理観や人間性など職員全体の資質の向上をねらいとするもの、保育士、栄養士などそれぞれの職種の専門性の向上をねらいとするものなど、職員一人ひとりが、カンファレンスなどの実践や研修を通して仕事への意欲、モチベーションを高めるように努めなければならない。それには、関係団体と連携して研修等の資質向上を図り、さらには調査研究の充実を図るよう努めることが必要である。

全国福祉栄養士協議会では、年1回の全国研修会と全国3会場での専門研修会を実施し、自己研鑽の場を提供しているが、今後一層、こうした責務を果たしていきたい。

専門研修会では、平成18年度は「幼児（年長）食育プログラムの作成と食育」をテーマに研修を行い、年長児童を対象に、食事バランスガイドを活用した塗り絵による食育の実践を学習した。研修終了後、研修で学習した食育を各保育所で実践し、その効果判定を行った。19年度は「乳児保育における食育」をテーマに、保育所栄養士による乳児食育マニュアルの作成し、「乳児保育における食育」の実践を学習し、その効果の検証を行っている。

○栄養士等養成課程における教育の充実

栄養士等の養成校においても保育内容の理解を深め、保育の充実のために専門性を生かすことができるよう、栄養士教育及び食育に関する研究の充実を関係者と連携し推進してまいりたい。

以上、保育所保育指針の改定を機に、他の保育団体、保健関連団体とも連携し、保育の質の向上に貢献していくことができよう努めていく所存である。

保育所保育指針の改定について(中間報告)への意見

全日本自治団体労働組合(自治労)

<担当:自治労社会福祉評議会・保育部会>

1. 前文部分について

2. 改定に当たっての基本的考え方

- 大臣告示とすることによる保育所が遵守すべき最低基準としての法令上の位置づけ、各保育所の創意工夫や取組を担保する大綱化、などが図られており、また改定の内容においても保育所保育が「家庭養育の補完」にとどまらず「教育的機能」をもつものであることが明確に表現され、その点では私たちの要望が受け止められていると考えます。
- 今後検討される解説書については、保育現場が実際にガイドラインとして活用できるものとして内容を十分に精査して記載していただきたいと考えます。

3. 改定の内容

(保育所の役割)

- 入所児の保育・子育て支援(地域の子ども・地域の親・入所児の親)に加えて、保育を通じて「子育ての文化」あるいは子どもの権利や子どもの福祉の理念を社会に発信する役割を持っていることも付け加えるべきではないでしょうか。少子化社会では、社会全体が子どもや子育てへの理解をもち責任を担っていくことが求められ、子どもを持たない人にも理解されることが必要です。保育所で中高生をはじめ地域の様々な人たちをボランティアとして受け入れていることも、その役割の一環であると考えます。

(保育の内容、養護と教育の充実)

- 「養護と教育を一体的に行う」という内容理解のために、養護と教育の定義づけを行う必要があることは理解した上で、現在の保育の課題である「心の育ち」を考えると、両者は密接不可分であり「一体的に行う」「生活の中に教育がある」ことを強調すべきだと考えます。とりわけ3歳未満児の保育においては生活の中に教育があることについて一般的な理解が十分でないと思われるため、解説書で強調していただきたいと思います。
- また教育の定義については「教育とは子どもが心身ともに健やかに成長し、生活や遊びがより豊かに展開されるための援助である」の表現がよりふさわしいと考えます。(「活動」には生活と遊びが含まれるとの意味だと思うが、「活動とは遊び」と誤解されやすいため)
- 幼稚園教育要領の改訂の動向で、保育指針の保育内容が変更される可能性があると思われませんが、仮にそのようなことが生じた場合には、保育指針検討委員会の議論経過や保育関係団体の意見を踏まえた慎重な検討が必要です。

4. 改定に伴う今後の検討課題

児童福祉最低基準35条を「養護と教育を一体的に行う」と改正することや、人材確保、環境整備や質向上プログラムを国や自治体に求めたことは大きく評価します。これらの実現に向けた厚生労働省の取り組みをぜひお願いします。

(1) 保育所保育指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達及び普及

- 保育現場のみならず、広く社会への伝達及び普及を図ることが必要、としており、小学校との連携という観点から、ぜひ学校現場への周知を図っていくことも課題として明記していただきたいと思えます。

(3) 保育所における人材の確保と定着

(4) 保育環境等の整備

(5) 保育の質の向上のためのプログラムの策定

- これらのことが、議論された保育指針の内容を実効力のあるものにできるかどうかのキーとなると考えます。現場ではこの度明記されることになった「保護者への支援」を含めその役割の認識は進んでいますが、体制が伴わない悩みがあります。ついでには、①保育所における質の高い人材を安定的に確保し、その定着を促進していくこと、②研修や職員全員の共通認識のために必要な会議時間等が確保できる職場環境の整備をはかること、③地域における子育て支援のための体制充実をはかること、等が保育所の現状から言えば、喫緊の課題であり、国や地方公共団体としても、先延ばしすることなく取り組むべきだと思えます。
- 検討会の中でも議論があったように「保育に欠ける」という言葉は、保育所利用にマイナスイメージを与える言葉であり適切ではないと考えます。児童福祉法の規定であり、今回の指針の改定で変えることはできないと思えますが、今後の課題として、保育所の役割を踏まえて適切な用語を検討することを要望します。

2. 「保育所保育指針（素案について）」

第1章 総則

- 2－(4) 倫理観 → 人権意識・倫理観
- (保護者に対する保育に関する) 指導 → 支援 (前文でも第6章でも支援という言葉の基本としているため)
- 3－(1) ア (ウ) 道徳性の芽生えを養う → (削除)

この項は、平成9年に厚生省から通知された『「人権を大切に作る心を育てる」保育についての留意点』の表現の趣旨を生かしたものとすべき。道徳性の芽生えという表現では内容が明確でないため。

(特に留意点の4の趣旨)

「一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ、子どもの能力や個性が発揮され

ることを踏まえ、互いを尊重する気持ちを持てるような、いじめや差別を生まない人間関係づくりに努める。すべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、お互いの人権を尊重しあい、共生できる人間として、自立できるよう保育すること。」

なお、この通知は保育内容に関する重要な通知であり、一部は今回の改訂指針の中でも生かされていると思いますが、留意点の4や5を含めて少なくとも解説書には収録していただきたいと考えます。

- 3－(1)イ 援助 → 支援 (支援・援助の二つのことばが出てくるので)
- 3－(2) ここに示される留意事項と第3章－2－(1)の保育の実施上の配慮事項とはどういう整理でしょうか。言い換えや重複が見られます。現行の指針(総則の1－(2)保育の方法)にある、カとキは第3章に移行していますが、ク「体罰禁止」とケ「守秘義務」もどちらかに残す必要があると考えます。

第2章 子どもの発達

- 1－(3)及び道徳的 → (削除)
- 2 前文として、「ただし、この区分は…」以降に、区分が一人ひとりの子どもの発達過程としてとらえるべきもの、として現行指針以上に明確に記載されたことは重要だと思えます。
- 2－(8) おおむね6歳の項で、「身近な大人に甘えてくることもある」という一文は削除すべきです。どの年齢にもある甘えについて他の区分では記載がないのにここでいきなり出てくるのは唐突だと思えます。現行指針の文脈であれば趣旨はわかりませんが、解説書に譲ったほうがよいと思えます。

第3章 保育の内容

「人権を大切に作る心を育てる」が総則に示されていますが、「保育の内容」のねらいには示されていません。また、「障害児とともに育つ」という障害児保育が指導計画作成の留意事項でしか示されていません。障害のない子どもの心の育ち(ノーマライゼーションの理念)を指針に位置づけるべきだと思えます。

- 1－(2)イ(イ)⑪「友達との関わりを深めるとともに、障害のある友達や異年齢の友達と関わり、思いやりや親しみをもつ。」と、下線部分を挿入すべきだと思えます。
- 1－(2)イ(イ)⑮内容として具体性に欠けるので、「自分とは異なる文化を持った人がいることに気付き、関心をもつ」などの表現が妥当だと思えます。
- 2－(1)ア「子どもの心身の発達及び活動の実態、家庭背景などの個人差を踏まえると共に」下線部分を追加すべきだと思えます。
- 2－(1)オに関連して、外国籍の子どもやダブルの民族的文化を持つ子どもたちが自分の文化的背景に誇りをもち自尊感情を育てることができるよう、配慮すべきこと

にも触れるべきだと考えます。

2－(2)エ 保護者との信頼関係 → 乳児保育のみでなく保育に関わる全般的な配慮事項にあたるため(1)へ移行するのが妥当だと考えます。

第4章 保育の計画及び評価

- 1－(1)ア、(2)ア(エ) それぞれに、～達成されるようにと記述されていますが、達成しないといけない…という取り方をすると、保育者の計画どおりに子どもたちを動かしてしまう恐れがあります。このような表現をするならば解説でしっかりと捉え方を明記するべきではないかと思います。
- 1－(3)ア(ア) 個別的な計画を策定すること → 現行どおり「個別的な計画を立てるなど必要な配慮をすること」とすべきです。
- 1－(3)エ(ア) 放課後児童クラブとの連携を追加
保育所を卒園した子どもの多くは放課後児童クラブに行くことになり、小学校だけでなく、放課後児童クラブとの連携も必要だと思います。(解説書には放課後児童クラブとの交流が示されていますが、保育指針の本文に連携として示すべきです。)
- 1－(3)エ(イ) 小学校への資料送付については、子どもや家庭への理解を深め必要とされる援助を継続する、という視点が必要だと思います。
- 障害児は、希望しても校区の小学校に入学できない制度になっており、小学校との連携の際には、保護者の意思を尊重した対応が必要であることを記す必要があると考えます。

第5章 健康及び安全

- 2(2)イ 子どもの精神保健面における対応に留意→意味内容がわかりにくいので、よりわかりやすい表現が求められていると思います。
- 不測の事態が発生してしまった場合の対応として、特に施設長の迅速・的確な判断の必要等についての記載も必要ではないかと考えます。

第6章 保護者に対する支援

- 子育て等に関する相談や助言に当たっては、受容の姿勢とともに職員の人権意識が重要であることを明記する必要があると思います。
- 各種の特別保育の実施や様々な地域の子育て支援事業の実施については、市町村の次世代育成支援行動計画への協力など、地域のニーズに合ったものとなるよう市町村と連携して取り組むことが大切であることを記す必要があると考えます。

第7章 職員の資質向上

- 質の向上のために、計画・記録・評価が大切であることは理解しますが、改善目的を明確にしないと形骸化し、保育事務だけが膨大になり、職員が疲弊する恐れがありま

す。「保育内容の最低基準」の性格を持つことになるだけに、内容の簡素化を示すべきだと思います。

- 施設長の責務として、職員の資質向上との関係だけで記載されていますが、運営面での責務を明記すべきだと思います。特に、他機関との円滑な連携における役割や安全対策において長としての迅速な意思決定が大変重要であり、第5章に入れるなど、何らかの明記が必要と考えます。

その他

- 告示化することで「保育内容の最低基準」として規範性を持つことになると思います。だとすれば、「しなければならない」が、文脈上どこまでかかるのか、明確に示した文章整理が必要です。(解釈が変わる可能性がある)

保育所保育指針改定案について（中間報告）への意見

日本保育学会会長 小川博久

改訂の内容については、全体にバランスがとれており、文言上において特にクレームをつける点はありません。

ただ、こうした文言を具体的な実践におろすにあたって、現代の保育事情がかかえる根本的問題をどう意識化するかが問われてくると思います。その点への配慮を必要とすると思いますのでその点に言及したいと思います。

1 保育所保育指針も幼稚園教育要領も幼児一人一人に応じた援助をするという建て前で保育が行われています。しかし、結果的には、複数の幼児を預かり、保育をしている。乳幼児期の場合、保育者の数が乳幼児数に対応した形で確保されているので、3歳未満児を対象にした場合、一人一人の子どもの発達過程に応じた指導が可能になるとしても、3歳以上の保育の場合、対応する幼児の数が保育者一人に対して増加すればするだけ、幼児の総数に対する配慮の必要性という制約に保育者の意識は拘束される（制度的呪縛）。しかも、一方で、幼児一人一人に対する援助の要請は保育者が建て前として目論む意識である。しかし、この2つの意識はしばしば、保育者の葛藤要因となる。なぜなら、幼児一人一人の行動はランダムであり、異なった行動に対して、同時にチェックすることは困難なことが少なくない。乳幼児の場合、児の数が少なく、時間差をつけて対応することがベテラン保育者においては可能かもしれない。しかし、3歳児以上になると、3歳未満と比べて、幼児の数が増加し、幼稚園と保育所の保育を共通化しようという認識も一般化していることから、保育者の数が複数であったとしても、幼稚園の年少組と共通のクラス編成をとることが多い。しかも、この年齢は発達の上でも、言語的なレベルでのコミュニケーションが十分に可能なレベルであるという認識が保育者にあり、特に生活行動面において保育者の言語的指示による一斉指導が十分に可能であるという確信が保育者に持たれ易い。容易さや効率性の立場から、生活面の指導において一斉指導が採用されることが増大する。とはいえ、このことは、全面的に否定すべきこととはいええない。ただ、こうした指導は、幼児をして、保育者の権力に画一的に順致させる行為であり、幼児が近代社会の制度としての幼児福祉施設の社会規範の習得を義務づける行為であることを認識しておくことは必要なことである。いいかえれば、保育者は一人一人の個別的指導を建て前としながらも、3歳児以上のクラスにおいて、一斉言語指導による集団処理の有利さを手に入れることによって一人一人に対する援助の必要性という建て前は、ここで優先順位が逆転し、個別指導は、前者の指導による達成水準を補完する補助手段となってしまうのである。つまり、個別的援助の必要性の少ない幼児を達成水準の高い幼児とし、個別的援助の多い者ほど、レベルの低い幼児として位置づける。幼児を序列化する指標が保育者の中に形成される可能性が大きくなる。

一方、保育所保育指針における遊びの重視は、保育者養成校での指導の段階から保育者一人一人に観念的に建て前としては、導入されている。そして、その遊び感は、保育者の自由や自己解放への願望と結びついてはいるが、幼児たち自身が自らの活動を主体的に展開していくかについての戦略的知識とは結びついていないし、また保育者自身がその知恵を自らかりに持っていたとしても、それを幼児にどう伝受させるかについての方策をもっているわけではない。そのため、この遊びの時間は生活活動に関する保育者の管理的指導とは逆に放任的になりやすい。その結果、幼児たちの経験は過干渉か放任かといった両極的指導が併存することになりかねない。

こうした「遊び中心の保育」とよばれている事態への批判は、生活場面以外の保育活動とも保育者主導の一斉指導になる傾向を増大させる。しかも、歴史的にも、戦後アメリカの自由主義教育がもたらしたとされる若者たちの行動の激変に対し、ノスタルジーのように日本的しつけや道徳教育への回帰を叫ぶ声は一貫して、戦後教育への反省として叫び続けられてきた背景がある。そうした意識は、多くの親たちに固定概念のように、公共施設の教育や保育でしっかりしつけをやってほしいという親の声として表現されてきた。

現代の子どもたちに社会規範の欠如があるという社会通念が仮に正しいものだったとしても、それは、戦後の生活の変化の結果であり、親たち自身の自らの変貌の結果でしかないというのが真実であったとしても、そのことへの自覚よりも、子どもを幼児の保育施設や学校教育に依存しようとする親の要求は変わらず強い。

こうした状況の中では、遊びを重視するという保育への共感を決して大きくはない。そのため、私的経営による幼稚園教育や保育所保育においても、一斉保育を支持する親は多い。しかも、近年の学力強化を要請し、学力テストによる学力差の序列化を顕在化させようとする国の文教政策は、幼児期における保育にも影を落とすことは必至である。

こうした状況の中で、バランスのとれた保育を実施するために最も必要な要件は、まず第1に保育者の力量形である。その意味で、保育者養成について、資質の向上が唱われることは望ましいことである。問題は、保育の質として何を具体的に構想するかである。また、その質を高めるための研修のあり方の具体的姿は未だ不明のままである。今後、この点で具体化の方向を見守りたい。

第2に、指導計画については、文言上は、抽象的には適切な表現になっていると思われる。ただ、問題とすべきは、「時間」概念のとらえ方である。年々、保育所の時間の展開が長時間保育、夜間保育を含めて父母の生活上の時間制に外濠を埋められてきている。その中で、乳幼児たちの、生理的、社会的な生活時間のペースをどう確保するか、親たちに妥協させなければならない乳幼児の時間のペースをどう確保するかが問われよう。

第3に、近年、子育て支援策の拡張により父母の施設へのニーズを一方向的に受容する体制が出来つつある。とはいえ、親に養育権がある以上、子育てへの親の積極的参加と責任の負担を行使することは、少子化対策としても欠かせない。親の保育への参加と責任の行使をきちんと義務づける文言を書き入れる必要がある。